

平成30年度 ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業 補助対象事業所募集要項

1 募集の趣旨

東京都の高齢者人口（65歳以上人口）は、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（平成37年）には約326万人（高齢化率は23.3%）に達し、高齢化は更に進んでいくことが予想されます。

また、都における高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、とりわけ一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合が大幅に増えると予想されています。

このような状況を踏まえ、東京都（以下「都」という。）では、ICTを活用した地域の見守り体制を構築することで、地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的として、「ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業」を実施することとなりました。

2 募集事業所

以下の事業所を対象とします。

(1) 対象

ICT機器を活用した見守りサービスを行うサービス付き高齢者向け住宅等で、都内に所在するもの

(2) 募集事業所数

20か所

3 応募資格

上記2（1）の事業所を運営し、かつ以下の全ての条件を満たす法人が、本事業の応募資格を有します。

- (1) 6に示す「対象事業所実施内容」を実施することができること。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税並びに地方税について滞納がないこと。
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成23年条例第54号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第8条第1項各号のいずれにも該当する者でないこと。
- (5) 過去5年間に社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第132号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく改善等の命令又は指定の取消し若しくは効力停止等の行政処分を受けていない者であること。
- (6) 介護保険法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置を執り報告を行っている者であること。

4 実施期間

対象事業所決定の翌日から平成31年3月31日まで

5 本事業内容

(1) 対象事業所の選定

「ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業審査要領」（以下「審査要領」といいます。）に基づく審査の上、対象事業所を選定します。

(2) ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業の実施

上記(1)の規定により選定した対象事業所において、ICTを活用した地域の見守り体制構築に要する費用の一部につき予算の範囲内で都が補助します。

6 対象事業所実施内容

本事業に選定された対象事業所は、以下の内容を実施します。

(1) ICT機器の導入

対象事業所が作成する事業計画に基づき、ICT機器を購入・リース等の方法により導入してください。なお、ICT機器の購入・リース等の契約は、対象事業所決定（補助内示）の翌日以降に行ってください。これ以前に導入した機器については、補助対象外となります。

(2) ICT機器を活用して行う地域の見守り体制の構築

(1)で導入したICT機器により収集・分析したデータに基づき、単身高齢者、高齢者世帯、その他見守りを希望する者（以下「見守りサービス利用者」という。サービス付き高齢者向け住宅等の入居者を除く。）に対して安否確認、孤立化防止、健康管理等の見守りを実施してください。

また、本事業は地域の団体等と連携して実施することも可能です。

(3) 実施内容に係る留意事項

本事業による主な見守りサービス利用者は、要介護・要支援認定を受けていない者を想定しています。

なお、本事業に選定された事業者が、見守りサービス利用者に対して介護保険サービスを提供している場合は、見守りサービスと介護保険サービスを明確に区分するなど、介護保険サービスに関する法令・規則等に抵触しないよう留意してください（必要に応じて、提供方法が適切であるかどうか、区市町村の介護保険サービス所管課に相談してください。）。

7 ICTを活用した地域の見守り体制構築に要する経費の補助

以下に示す経費について、「平成30年度ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業補助金交付要綱」に定める範囲で都が補助を行います。

(1) ICT機器の導入及びその利用に関する経費

- (2) 事業実施にあたってのアドバイザー経費
- (3) 地域の見守り体制構築に要する経費
- (4) その他ICT機器の導入及び使用、地域見守り体制の構築に際して必要な経費と知事が認めるもの

8 応募方法

(1) 提出書類

以下のアからコまでの書類正本1部のほか、正本の写し9部をセットしてご提出ください。正本の写しについては、アからコまでの書類全てを左2カ所でホチキス止めしてください（正本については、ホチキス止めは不要です。）。

様式については東京都福祉保健局のホームページに掲載していますので、ダウンロードして作成してください。

なお、高齢者の見守りについては、区市町村が地域の実情に応じて事業を実施している場合がありますので、本事業への応募に当たっては、事前に区市町村へ連絡のうえ意見交換等を行ってください。

- ア 平成30年度 ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業
提出書類一覧
- イ 平成30年度 ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業
事業計画書の提出について（様式1）
- ウ 平成30年度 ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業
事業計画書（様式2）
- エ 補助金所要額調書（様式3）
- オ 法人の事業概要（法人の履歴事項全部証明書の写し等）
- カ 印鑑登録証明書（原本）
- キ 導入する機器のパフレット・カタログ等
- ク 導入する機器の見積書の写し
- ケ 見守りサービス利用者との間で取り交わす契約書等
- コ その他、応募申請書の内容を補足する資料等

(2) 提出方法

郵送によります。なお、上記（1）ウ「平成30年度 ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業 事業計画書（様式2）」及びエ「補助金所要額調書（様式3）」については、併せてエクセルファイルのデータを下記（3）のEメールアドレスへ送付してください。

(3) 提出先

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課 高齢者住宅担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階北側
※ 封筒表面に「ICT機器を活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業

事業計画書在中」と明記してください。

Eメール S0000270@section.metro.tokyo.jp

(4) 提出締め切り（当日消印有効）

第1回 平成30年 8月31日（金曜日）まで

第2回 平成30年 9月30日（日曜日）まで

第3回 平成30年10月31日（水曜日）まで

※追加募集を行う場合には別途周知します。

9 選考方法

(1) 審査方法

上記8により提出された書類をもとに選考委員会において審査を行い、対象事業所を選定します。

(2) 選考結果の通知について

上記（1）の選考結果については、応募者に書面で通知します。

10 審査のポイント

審査要領に基づき、下記の内容を中心として審査します。

(1) 事業内容・事業趣旨の理解

(2) 事業実施体制

(3) ICT機器の有効性

11 選考に係るスケジュール

各募集期間の翌月末を目安に対象事業所を選定し、対象事業所として選定された事業所へ補助内示通知を送付します。

12 補助金の交付申請手続き

上記11により対象事業所として選定された事業者に対して、補助金に関する交付申請について通知します。交付申請は上記8（1）の応募書類とは別に提出していただきますので、ご留意ください。

また、補助金の交付額については、補助金に関する協議書及び交付申請により予算の範囲内で決定します（上記9による選考結果をもって、補助協議書類に記載された額での交付決定がなされるわけではありません。）。

なお、交付申請書の様式は選定された事業者のみに別途送付いたします。

13 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合には、応募を受け付けません。また、対象事業所として決定した後、次のいずれかの事項に該当することになった場合、または該当していたことが明らか

かになった場合には、その決定が取り消されます。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

1.4 その他

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担となります。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 本審査の経過は非公開とし、審査内容に関する質問には一切お答えできません。

1.5 問合せ先

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課 高齢者住宅担当 阿部・森

電話 03-5320-4273

FAX 03-5388-1395

Eメール S0000270@section.metro.tokyo.jp